## - 滅菌消毒業務の現行基準 -

- ◎ 関係法令等について
- ◆ 医療法では、業務委託に関する規定について、病院、診療所等の管理者は医師又は歯科 医師の診療、患者等の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものを委託しようとすると きは、一定の基準に適合するものに委託しなければならないとし、業務委託の水準の確保 を図っている。

#### 医療法第15条の2【業務委託】

病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

- ◆ 基準が設けられている職種は全部で8業務あり、医療法施行令においてこれらの業務を 定めており、下記の業務が対象となっている。
  - ① 検体検査

- ② 医療用具等の滅菌消毒
- ③ 患者等の食事の提供
- ④ 患者等の搬送
- ⑤ 医療機器の保守点検
- ⑥ 医療用ガスの供給設備の保守点検
- ⑦ 患者等の寝具類の洗濯
- ⑧ 施設の清掃

#### 医療法施行令第4条の7【診療等に著しい影響を与える業務】

法第15条の2に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 1 人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査又は生化学的検査の業務
- 2 医療用具又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 3 病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務
- 4 患者、妊婦、産婦又はじよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業務及び その他の搬送の業務で重篤な患者について医師又は歯科医師を同乗させて行うもの
- 5 厚生労働省令で定める医療機器の保守点検の業務
- 6 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和26年 法律第204号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければなら ないものを除く。)
- 7 患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の寝具又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務
- 8 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は患者の入 院の用に供する施設の清掃の業務
- ◆ これらの業務を適正に行う能力のある者の基準については、医療法施行規則において具体的に規定が設けられており、上記法令以外に業務委託に関係する法令等は下記のとおり。
  - 医療法施行規則第9条の8~15 【受託する業務を適正に行う能力のある者の基準】
  - ・医療法の一部を改正する法律の一部の施行について 【第3 業務委託に関する事項】
  - 病院、診療所等の業務委託について

### 医療法施行規則

「受託する業務を適正に行う能力のある者の基準」 第九条の八 (検体検査)

法第十五条の二の規定による人体から排出され又は 採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血 液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化 学的検査(以下この条において「検体検査」という。) 第三 業務委託に関する事項 の業務を病院又は診療所の施設で適正に行う能力のあ 1 業務委託全般について る者の基準は、次のとおりとする。(以下略)

#### 第九条の九 (医療用具等の滅菌消毒)

法第十五条の二の規定による医療用具又は医学的 処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製 品の滅菌又は消毒(以下「滅菌消毒」という。)の業 務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおり とする。ただし、クリーニング業法(昭和二十五年 法律第二百七号)第三条第三項第五号の規定により 行う医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その 他の繊維製品(以下「繊維製品」という。)の消毒の みを委託する場合にあつては、第十三号に掲げる基 進とする。(以下略)

### 第九条の十(患者等の食事の提供)

法第十五条の二の規定による病院における患者、妊 婦、産婦又はじよく婦の食事の提供の業務を適正に行(3) 標準作業書及び業務案内書 う能力のある者の基準は、次のとおりとする。(以下 略)

#### 第九条の十一(患者等の搬送)

法第十五条の二の規定による患者、妊婦、産婦又は じよく婦の病院、診療所又は助産所相互間の搬送の業 務及びその他の搬送の業務で重篤な患者について医師

#### 長 诵 知 局

「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」 (平成五年二月一五日) (健政発第九八号)

- (1) 趣旨

病院、診療所又は助産所の管理者は、新政令第四条 の六各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種 類に応じ、それぞれ新省令第九条の八から第九条の 一五までに規定する基準に適合する者に委託しなけれ ばならないものであること。

#### (2) 受託者の選定

病院、診療所又は助産所の管理者は、新政令第四条 の六各号に掲げる業務を委託しようとする場合には、 受託者の有する標準作業書、業務案内書等により、当 該受託者が、業務の種類に応じ、それぞれ新省令第九 条の八から第九条の一五までに規定する基準に適合す る者であることを確認した上で、受託者を選定するこ と。

標準作業書は、受託業務の適正化及び標準化を図る ためのものであり、業務案内書は、受託する業務の内 容、方法等を明確にするためのものであること。また、 受託者は、医療機関から標準作業書又は業務案内書の 開示の求めがあった場合には、速やかに提示すること ができるよう、標準作業書及び業務案内書を整備して おくものであること。

# 長

诵

「病院、診療所等の業務委託について」

課

(平成五年二月一五日) (指第一四号)

知

#### 第一 受託者の選定について

令第四条の六の各号に掲げられた業務については、 財団法人医療関連サービス振興会が医療関連サービ スマーク制度を設け、財団法人医療関連サービス振 **趣会が定める認定基準を満たした者に対して、医療** 関連サービスマークを交付することとしているとこ ろであるが、厚生省令で定める基準に適合している 者であれば、医療機関等が同サービスマークの交付 を受けていないものに委託することは差し支えない ものであること。

医療法施行規則	局 長 通 知	課長通知
又は歯科医師を同乗させて行うものを適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。(以下略) 第九条の十二 (医療機器の保守点検) 法第十五条の二の規定による別表第一に掲げる医療機器の保守点検の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。(以下略) 第九条の十三 (医療用ガスの供給設備の保守点検) 法第十五条の二の規定による医療の用に供するがる者の基準は、次のとおりとする。(以下略) 第九条の十四 (患者等の寝具類の洗濯) 法第十五条の二の規定による患者、妊婦、産婦又はじよく婦の裏具又はこれらの者に貸与する衣類(以下「寝具類」という。)の洗濯の業務を適正に行うにかのある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所及び助産所における当該業務を委託する。(以下略) 第九条の十五 (施設の清掃) 法第十五条の二の規定による医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務の用に供する施設又は時の表別に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。ただし、診療所又は助産所における当該業務を委託する場合に、診療所又は助産所においる当該業務を委託する場合に、この限りではない。(以下略)	新政令第四条の六各号に掲げる業務の委託は、請負契約に基づく業務委託であって、労働者派遣契約とは異なるものであるので、病院、診療所又は助産所の管理者は、業務委託に際し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(昭和六一年四月労働省告示第三七号)」に留意されたいこと。	

## - 滅菌消毒業務の現行基準 -

## 滅菌消毒業務の現行基準ポイント

### 人員に関する事項



- ・作業を行う場所に受託責任者として滅菌消毒業務に関して相当の経験を有する看護師等を配置 すること。
- ・機器等の取扱いその他業務を行うために必要な知識を有する従事者を有すること。
- ・受託業務の指導及び助言を行う者として、滅菌消毒業務に関し相当の知識及び経験を有する医師等を選任していること。
- ・滅菌消毒作業室は、受託業務を適切に行うことができる十分な広さ及び構造を有すること。
- ・滅菌消毒作業室、繊維製品の洗濯包装作業室、滅菌又は消毒済みの医療用具又は繊維製品の保管室が区分されていること。
- ・保管室は、室内の空気が直接外部及び他の区域からの空気により汚染されない構造であること。
- ・高圧蒸気滅菌器、エチレンオキサイトガス滅菌器及び強制脱気装置、超音波洗浄機、ウォッシャーディスインフェクター装置(洗浄及び消毒を連続して行う装置)又はウォッシャーステリライザー装置(洗浄及び滅菌を連続して行う装置)を有すること又はこれらに代替えする機能を有する器械及び装置を有すること。
- ・専用の運搬車両及び防水性の運搬容器を有すること等。

### 運営に関する事項

構造設備に関する事項

On



- ・取り扱う品目、滅菌消毒の処理の方法、滅菌の確認方法、運搬方法等に関して記載された業務 案内書を常備していること。
- ・運搬、滅菌消毒の処理の方法、滅菌機器の保守点検に関する作業工程をわかりやすく図式化した標準作業書を常備し、従事者に周知していること等。

#### 教育に関する事項



- ・従事者に対して滅菌消毒業務を適切に行うための研修を受けさせること。
- ・受託責任者は医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規に関して研修すること。

### 医療法施行規則

第九条の九 法第十五条の二の規定による医療用具又は医学的処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒(以下「滅菌消毒」という。)の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。

ただし、クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第三条第三項第五号の規定により行う医学的 処置若しくは手術の用に供する衣類その他の繊維製品 (以下「繊維製品」という。)の消毒のみを委託する場合にあつては、第十三号に掲げる基準とする。

### 局 長 通 知

- 第九条の九 法第十五条の二の規定による医療用具又 3 医療用具等の滅菌消毒の業務(新省令第九条の九関は医学的処置等しくは毛術の用に供する衣類その他の 係)
  - (1) 業務の範囲等に関する事項
    - ア 業務の範囲

「医療用具」とは、鉗子、ピンセット、注射筒等 の医療用具をいい、「医学的処置若しくは手術の 用に供する衣類その他の繊維製品」とは、医学 的処置又は手術の際に医師、看護婦等が用いる 手術衣、手術の清潔を確保するために用いる布 等の繊維製品をいうものであること。

なお、新省令第九条の九に規定する基準は、 病院、診療所又は助産所以外の滅菌消毒施設に おいて、当該業務を行うことを前提とした基準 であること。

イ 委託できる医療用具又は繊維製品の範囲

病院、診療所若しくは助産所が滅菌消毒業務 を委託することができる医療用具又は繊維製品 は、次に掲げるもの以外のものとすること。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第五項までに規定する感染症の病原体により汚染された医療用具又は繊維製品(汚染されたおそれのある医療用具又は繊維製品を含む。)であって、医療機関において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているおる医療用具又は繊維製品(汚染されているおそれのある医療用具又は繊維製品を含む。)

## 課 長 通 知

第三 医療用具等の滅菌消毒の業務について(令第四条の七第二号関係)

- 1 受託者の業務の実施方法等
- (1) 管理体制

受託責任者は、従事者の資質を向上させ、受 託業務を的確かつ安全に行うため、従事者の研 修計画を立てるとともに、新規採用の職員につ いては、講習及び実習により、次に掲げる事項 を含む十分な研修を行った後で業務を行わせる こと。

- ア 滅菌消毒の意義と効果
- イ 感染の予防と主な感染症
- ウ 取扱う医療用具等の名称と機能
- エ 滅菌消毒機器の名称と使用目的
- (2) 医療用具等の消毒、洗浄及び包装
  - ア 消毒が行われる前の医療用具等を仕分する作業 に従事する者は、ゴム手袋及び作業衣を着用する など、医療用具等からの感染に十分に注意するこ と
  - イ 消毒薬によっては、冷暗所に密封などを行って 適切に保存するとともに、開封年月日及び有効期 限を確認すること。
  - ウ 医療用具等の材質ごとに分別して洗浄を行い、 すすぎの際は、純水、水道水等の清浄な水で行う こと。
  - エ 医療用具等は適切に包装してから滅菌すること。

医療法施行規則	局 長 通 知	課長 通知
<ul> <li>一 受託業務の責任者として、滅菌消毒の業務 (以下「滅菌消毒業務」という。) に関し相当 の経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護 師、歯科衛生士、臨床検査技師、衛生検査技師 又は臨床工学技士を有すること。</li> </ul>	ウ 繊維製品の消毒のみを委託する場合の基準 繊維製品の洗濯の前処理としての消毒のみを 委託する場合の受託者の基準は、クリーニング 業法(昭和二五年法律第二〇七号)第五条第一 項の規定に基づき、都道府県知事にクリーニン グ所の開設の届出を行っている者であること。  (2) 人員に関する事項 ア 受託責任者について 新省令第九条の九第一号に規定する相当の経験とは、原則として三年以上の滅菌消毒業務についての実務経験をいうものであること。	(3) 医療用具等の滅菌 ア 滅菌機器が正常に作動していることを確認する ため、滅菌時には、滅菌機器内の温度、ガス濃度、 圧力等をチェックすること。 イ 滅菌機器内には乾燥させた医療用具等を入れ、 滅菌機器の容積一杯に詰め込まないこと。 ウ エチレンオキサイドガス滅菌の実施に当たって は、エアレーションを十分行うなど、医療用具等 の安全性の確保及び作業環境の汚染防止に留意すること。 (4) 滅菌済みの確認と表示 ア 化学的又は理学的インジケーターによる滅菌済 みの確認は、包装ごとにインジケーターを貼付・ 挿入し、滅菌を実施するごとに行うこと。さらに、 インジケーターを包装したモニターパックを作成し、滅菌機器内の蒸気及びガスが通りにくい位置 に置くことにより、滅菌機器内での滅菌条件を確認し記録すること。なお、当該インジケーターの 変色条件を十分把握した上で確認すること。
二 受託業務の指導及び助言を行う者として、滅菌 消毒業務に関し相当の知識及び経験を有する医師 等を選任していること。	イ 受託業務の指導及び助言を行う者(以下「指導助言者」という。)について 新省令第九条の九第二号に規定する相当の知識とは、滅菌又は消毒の方法、滅菌又は消毒の処理に使用する機器の管理方法、滅菌又は消毒済の医療用具及び繊維製品の取扱い等に関する知識をいい、相当の経験とは、原則として三年	イ 生物学的インジケーターによる滅菌済みの確認 は、滅菌機器ごとに少なくとも週の最初の機器使 用時に行うこと。その際は、インジケーターを包 装したモニターパックを滅菌器内の蒸気、ガスが 通りにくいと考えられる所に数か所置くこと。 ウ 滅菌済みの医療用具等には、包装ごとに、滅菌 を行った施設の名称、滅菌を行った年月日、滅菌

以上の滅菌消毒業務についての実務経験をいう

ものであること。

を行った機器及び機器ごとの実施順序が判別でき

るよう表示すること。

機能を有する機器及び装置を有すること。

ロ エチレンオキサイドガス滅菌器及び強制脱気

ニ ウォッシャーディスインフェクター装置(洗

イ 高圧蒸気滅菌器

ハ 超音波洗浄器

装置

#### 昏 課 知 長 诵 医療法施行規則 局 (5) 滅菌済みの医療用具等の整理・保管 三 従事者として、滅菌消毒の処理に使用する機器 ウ 従事者について 保管室にみだりに立ち入らないようにするた 新省令第九条の九第三号に規定する機器の取 の取扱いその他の受託業務を行うために必要な知 め、その旨を表示すること。 扱いに関する必要な知識及び技能とは、機器の 識及び技能を有する者を有すること。 また、保管室で作業に当たる者は、専用の作 操作、機器の保守点検、故障時の対応方法等に 業衣、帽子及び靴を着用した上で保管室に入る 関する知識及び技能をいい、その他受託業務を 行うために必要な知識及び技能とは、滅菌消毒 こと。 の意義と効果、感染の予防と主な感染症、医療 (6) 運搬 ア 医療用具等の運搬に用いる車は、専用のもの 用具の名称と機能、滅菌又は消毒機器の名称と であり、月二回以上消毒するなど車内の清潔を 使用目的等に関する知識及び技能をいうもので 確保すること。 あること。 イ 医療用具等の運搬専用のふたつきで防水性の (3) 構造・設備に関する事項 四 構造設備が安全かつ衛生的であること。 容器(以下「運搬容器」という。)により運搬 ア エチレンオキサイドガスボンベを有する場合 五 滅菌消毒作業室、繊維製品の洗濯包装作業室、 にあっては、当該ボンベは、滅菌消毒作業室の すること。 滅菌又は消毒済みの医療用具又は繊維製品の保管 ウ 未滅菌の医療用具等と滅菌済みの医療用具等 外であって、エチレンオキサイドガス滅菌器に 室が区分されていること。 は別の運搬容器に入れ、未滅菌か滅菌済みかを 近接した場所に配置されていること。 六 滅菌消毒作業室は、受託業務を適切に行うこと 容易に識別できるように運搬容器に表示するこ イ 新省令第九条の九第一○号イ、口及び二に掲 ができる十分な広さ及び構造を有すること。 げる滅菌の処理に使用する機器及び装置は、滅 七 滅菌消毒作業室の機器及び設備は、作業工程順 エ 感染症患者に使用した医療用具等は、消毒処 菌処理が行われる医療用具等を搬入する扉と滅 に置かれていること。 理が施されていても他のものとは別の運搬容器 菌処理が行われた医療用具等を搬出する扉を有 八 滅菌消毒作業室の床及び内壁の材料は、不浸透 に入れ、その旨を表示すること。 する両扉方式であることが望ましいこと。 性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しな オ 運搬容器は、使用のつど消毒するなど清潔に いものをいう。)であること。 保つこと。 九 保管室は、室内の空気が直接外部及び他の区域 (7) 作業日誌等 からの空気により汚染されない構造であること。 ア 受取・引渡記録 受取・引渡記録には、作業年月日、委託元の 十 次に掲げる機器及び装置又はこれらに代替する

知

涌

名称、取扱い医療用具等の品目と数量及び作業

滅菌業務作業日誌には、作業年月日、使用滅

菌機器、滅菌開始時期、委託元別の医療用具等

担当者名が記載されていること。

イ 滅菌業務作業日誌

医療法施行規則	局 長 通 知	課長通知
医療法施行規則  「滅菌消毒の処理の方法  「滅菌消毒の処理に使用する機器の保守点検  「大に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。 「イでいること。」では、大いることを療用具及び繊維製品の品目には、対菌消毒の処理の方法には、対菌の確認方法には、対菌の確認方法には、対して、対菌ので理体制	局 長 通 知  イ 滅菌消毒の処理の方法  滅菌消毒の処理の方法に関する標準作業書には、取り扱う医療用具等の品目ごとに、消毒、洗浄、包装、滅菌及び保管の各業務に係る作業手順が、図式化するなど、わかりやすく記載されていること。  ウ 滅菌消毒の処理に使用する機器の保守点検 滅菌消毒の処理に使用する機器の保守点検に関する標準作業書には、各滅菌又は消毒機器について、自ら行う保守点検の方法、保守点検業者等に委託する内容と計画、故障時の対応等が記載されていること。	要な指示を行うこと。  3 感染のおそれのある医療用具等の処理 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関 する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項 から第五項までに規定する感染症の病原体により汚 染されている医療用具等(汚染されているおそれの ある医療用具等を含む。)以外の感染のおそれがある 医療用具等は、医療施設内において感染予防のため に必要な処理を行った上で、委託すること。
ト 業務の管理体制 十六 従事者に対して、適切な研修を実施している こと。	(5) 従事者の研修に関する事項 新省令第九条の九第一六号に規定する研修は、 滅菌消毒業務を適切に行うために必要な知識及び 技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項 を含む研修であること。 ① 標準作業書の記載事項 ② 受託責任者にあっては、医療法、医師法等の 医療関係法規及び労働関係法規	おいて契約を解除できること。 なお、契約文書については、別紙2のモデル契

-

局 長 通 知

知

诵

当と甲が認めたとき。

-12-

医療法施行規則

177